



各 位

平成27年5月15日

会社名 八 洲 電 機 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 太 田 明 夫  
 (コード：3153 東証第一部)  
 問合せ先 取 締 役 今 町 和 至  
 (TEL 03-3507-3349)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款の各種議事録に関する定めは、注意的・確認的に記載したにすぎないため削除する。
- (2) 取締役会の機動的運営のため、現行定款第22条(取締役会の招集権者および議長)の定めを削除する。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行取締役等でない取締役及び全ての監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、現行定款第30条(取締役の責任免除)及び第41条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更する。
- (4) 補欠監査役の選任決議の効力を、4年とするため、現行定款第34条(監査役の任期)を変更する。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第48条(期末配当金)を変更案第43条(剰余金の配当等)第1項のとおりに変更する。これに伴い、現行定款第6条(自己の株式の取得)及び同第49条(中間配当)を削除する。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
<u>第6条(自己の株式の取得)</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	( 削 除 )
第7条～ <u>第16条</u> (条文省略)	<u>第6条</u> ～ <u>第15条</u> (条数繰上げ、条文は現行どおり)
<u>第17条(議事録)</u> <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名押印または電子署名する。</u>	( 削 除 )
第18条～ <u>第21条</u> (条文省略)	<u>第16条</u> ～ <u>第19条</u> (条数繰上げ、条文は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第22条（取締役会の招集権者および議長）</u></p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>第23条 ～ 第26条</u>（条文省略）</p>	<p><u>第20条 ～ 第23条</u>（条数繰上げ、条文は現行どおり）</p>
<p><u>第27条（取締役会の議事録）</u></p> <p><u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>第28条 ～ 第29条</u>（条文省略）</p>	<p><u>第24条 ～ 第25条</u>（条数繰上げ、条文は現行どおり）</p>
<p><u>第30条（取締役の責任免除）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p><u>第26条（取締役の責任免除）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第31条 ～ 第33条</u>（条文省略）</p>	<p><u>第27条 ～ 第29条</u>（条数繰上げ、条文は現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>第30条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>
<p>第35条 ~ 第37条 (条文省略)</p>	<p>第31条 ~ 第33条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>
<p>第38条 (監査役会の議事録)</p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記入押印または電子署名する。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>第39条 ~ 第40条 (条文省略)</p>	<p>第34条 ~ 第35条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>
<p>第41条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第42条 ~ 第47条 (条文省略)</p>	<p>第37条 ~ 第42条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>

(下線は変更部分。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第48条（期末配当金）</u></p> <p>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>第49条（中間配当）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p><u>第43条（剰余金の配当等）</u></p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>2. 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p><u>第50条（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p><u>第44条（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成27年6月24日

定款変更の効力発生日

平成27年6月24日

以 上